

陳情第13号

養生所/(長崎)医学校等遺跡の
保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XIV

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

長崎奉行所西役所等遺跡群の
調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 V

(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

2019年(令和元年)12月2日 月曜日

長崎市議会議長 佐藤正洋 様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭



連絡先 携帯電話



I. 遺跡

遺跡は、一般に、人類の(過去の)活動の痕跡と認識され、遺構と遺物より構成され、一定の土地の範囲又は空間の範囲として把握されます。

II. 遺跡と風土と文明、又、私達人類の公共と私達人類の選択、又人類の分断

<遺跡と風土と文明>

(1) 私達当会は、遺跡について、宇宙のその土地、地域の風土にとって、自然の存在、人類の存在(その肉体、意識、知能、言語、文字、視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚、記憶、概念、行為)に次いで、第一義の存在である、と理解します。

(2) 私達当会は、遺跡とは、逝きし者、逝きし者達、死者が、その時、そこに見た、その風景を、今、私達自身が見ている、と云うことである、と認識します。

(3) 私達当会は、風土とは、逝きし者、逝きし者達、死者のことを考える、逝きし者、逝きし者達、死者の言葉を聞く、逝きし者、逝きし者達、死者と行き通う、その環境、社会的状況、制度がある、それが私達人類の生活とその空間に生きている、と云うことである、と仮定します。

(4) 私達当会は、風土について、人類が社会的に活動するその土地に於いて、宇宙の自然と人類の事象が、死者の存在を含めて、完全に、共存の状態にある、と仮定します。

(5) 私達当会は、私達人類が、私達人類の世界に、複数の文明を認識するならば、風土は、人類の文明の本源的形態である、と認識します。

(6) 私達当会は、少なくとも、人類のアフリカ、アジア、オーストラリア、南アメリカ地域では、風土に於いて、既に、持続可能(sustainable: サステイナブル)な社会が、達成されている、と仮定します。

<私達人類の公共と私達人類の選択、又人類の分断>

(7) 私達当会は、公共について、“皆が関わる他者”であり、同時代の人類の各個(自己)への便益の還元(又は、その総体)というより、未来の人類への社会的共通資本への投資への選択である、と認識します。(社会的共通資本は、数理経済学者 宇沢弘文氏の概念です)

(8) 私達当会は、人類の様々な“分断”が形成する人類の不幸に関して、人類の公共、即ち、“皆が関わる他者”、例えば、風土、又風土の再生、文化、遺跡、人類の歴史の理解、現代の文明の完成(私達当会は、現代の文明について、持続可能(sustainable: サステイナブル)な社会が達成されていないとすれば、現代の文明は未完成である、と認識します。)の保存、継承、形成への、多様な人々の参加が、人類の様々な“分断”を緩和する、と仮定します。

Ⅲ. 遺跡、その存在の性格と関連事象について

私達 当会は、遺跡について、以下、その性格やその他の関係する事象について理解し、又は留意します。

1. 人類の意図性に対照する非意図性、並びに、人類の空間と構造の囲い込みに対照する空間と構造の開放性 [遺跡の存在:根源的な公共の空間]
2. 地形、地勢と遺跡との関係性 [又、遺跡とその関係する環境のランドスケープ]
3. 遺跡、又非遺跡の空間と共に、空間の諸関係性の連絡 [私達 当会が提案する“再興空間主義宣言”]
4. 地球時代と人類時代、並びに、日本地域への現生人類到達以来の三万年の出来事と変化と人類の伝統 [歴史]
5. 地理、地政、事象の伝播と移動、人工工作との関連性 [ネットワーク、又、各事象のランドスケープ]
6. 芸術と学術とその市場、又、祝祭による遺跡の活用 [遺跡、哲学、芸術、行為、神話、学術、生と死、祝祭の諸関係(又は、宗教)は、人類の存在を媒体に近接しています]
その土地、地域の地勢と遺跡群を再整備しつつ、歴史に倣い、人類の、文化、芸術、伝統、学術の活動、並びに、発信の舞台として活用する。同時に、国際音楽祭、国際芸術祭、国際写真祭、国際映画祭、国際演劇祭、各種国際学会等(アカデミアのイベント)、国際アートフェスティバル等(市場)を企画開催し、即ち、その土地、地域の自然と地勢と遺跡と歴史、又、現代の地政の活用を、広範に芸術と学術とその市場、又、祝祭による。
7. 人類の生活空間に於ける、人類の風土、文化、文明、民俗の自律的展開とその維持 [人類の活動]

IV. 遺跡について

1. 人類の非意図たる事象、人類の意図たる事象、遺跡、空間の性格と構造、人類にとっての意義

(1) 人類の非意図たる事象、人類の意図たる事象、遺跡

①私達 当会は、宇宙の自然と人類の事象について、人類の非意図たる事象、人類の意図たる事象、を認識します。

②私達 当会は、遺跡について、人類の非意図たる自然、人類の意図たる人工、人工でありながら、人類の当該事象への意図(発現や目的や機能)の消滅、忘却、時に、埋土による忘却によって、人類の非意図たる遺跡、自然と人工の中間に位置する第三の存在の性格を有する希少で特異な事象、を認識します。

(2) 遺跡、空間の性格と構造、人類にとっての意義

①私達 当会は、遺跡について、空間の性格、構造として、現代の西洋文明に係る人類に関する空間が、概ね、意図と囲い込み、閉鎖、であることと対照し、非意図と開放である、と認識し、理解します。

②私達 当会は、遺跡について、遺跡の存在と空間の構造の、非意図と開放が、遺跡を、人類にとって、根源的な公共の空間とする、と理解します。

2. 遺跡の認知、調査、保存、活用、公開、整備、継承について

(1) 私達 当会は、遺跡について、之を、認知し、調査し、保存し、活用し、公開し、整備し、継承する、とは、遺跡の存在の性格と構造の 非意図と開放、根源的な公共の空間を、認識し、保存し、活用し、継承することである、と理解します。

(2) 私達 当会は、遺跡について、之を、認知し、調査し、保存し、活用し、公開し、整備し、継承する、とは、遺跡の存在の性格と構造の 非意図と開放、根源的な公共の空間に“寄り添う”ことである、と理解します。

3. 遺跡、歴史、考古学、人類の文化

遺跡は、人類の事実の解釈たる歴史と同じ事象ではありません。

遺跡は、生きる者の詩、文学、芸術、時に音階であり、死せる者の魂かもしれません。
私達 当会は、遺跡を歴史と考古学と建築のみで規定することはできない、と理解します。

4. 現代と人類の活動、歴史と空間に開かれた「窓」

「窓」：私達 当会は、私達が認知する宇宙の事象は、私達 人類が、私達 人類の肉体、意識、知能、言語、文字、視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚、記憶、概念、行為、即ち、人類という「窓」を通して感知する極めて一部の不確かな概念である、と理解します。同時に、私達 当会は、現代の様々な事象について、人類の過去、現在、未来の連続の關係に開かれた部分たる「窓」として限定された事象と理解し又現代の人類はその関連に於いて行為すると理解します。私達 当会は、皆様に、私達 現代の人類が、遺跡のジェノサイドを停止し、アフリカから地球の全土に拡散する人類の活動たる過去から現代又未来への歴史とその空間たる遺跡の「窓」たる諸関連により限定された事象とその空間に行為する限定された存在であることを認識すること、を提案し要望します。

5. 人類の文化と人類の経済

私達 当会は、人類の文化とその活動が、人類の経済に、その形質と速度を与えている、と仮定します。

6. 遺跡の活用(人類への還元)

私達 当会は、皆様に、遺跡の活用(人類への還元)について、芸術と学術とその市場によることを提案し要望します。

遺跡、哲学、芸術、行為、神話、学術の諸關係は、人類の存在を媒体に近接しています。

私達 当会は、皆様に、その土地、地域の地勢と遺跡群を再整備しつつ、歴史と土地の利用の履歴に倣い、人類の、文化、芸術、伝統、学術の活動、又、発信の舞台として活用する、同時に、国際音楽祭、国際芸術祭、国際写真祭、国際映画祭、国際演劇祭、各種国際学会等(アカデミアのイベント)、国際アートフェスティバル等(市場)を企画開催し、即ち、その土地、地域の自然と地勢と遺跡と歴史、又、現代の地政の活用を、広範に芸術と学術とその市場によること、を提案し要望します。

7. 遺跡へ

私達 当会は、遺跡が、空間であると認識される処、当該の事象を遺跡と認知すること、又、之による、当該の遺跡の調査、保存、活用(人類への還元)、公開、整備、継承について、人類が、今より後、当該の遺跡の空間にどの様な形質を与えるか、人類の活動が当該空間にどの様に関与するか、当該の活動は経済にどの様な形質と速度を与えるか、当該の事象が宇宙の自然と人類の存在と遺跡の存在の相互関係と理解し得る当該の風土にどの様な形質と変化を構成するか、それは人類の文化財、遺跡として本義であるか、それは人類の風土として本義であるか、それは人類にとって好ましいのか、私達人類は何を選択するのか、との考察に対し、之を必然の事象、と理解します。

私達 当会は、皆様に、遺跡とその存在、又は、範囲に対し、遺跡の外(そと)に現代の機能と目的を整備し獲得し、未来の構成について、様々な事象の全き共存と共栄を実現することを、提案し要望します。

8. 遺跡、文化財等への人類の行為について

(1) 私達 当会は、人類の意図たる事象について、解釈が成立し、又、収集が在り得る処、人類の非意図たる事象について、解釈は成立せず、又、事象の本義上の破壊と改変と移動を伴う収集が元来在ってはならず、人類の非意図たる事象について、事実の存在の認知、又、保存と修復が在り得る、と理解します。

(2) 私達 当会は、人類のアフリカから世界への拡散と共に拡散し存在する遺跡を、蒐集し陳列する博物館概念に嵌合してはならない、と理解します。

(3) 私達 当会は、人類の非意図たる事象が、人類の意図たる事象の取扱いへの擬制的取扱いによって、その本義上に於いて損壊する事態がある場合、その経緯を探索することは勿論、様々な政治上経済上の対応は云うに及ばず、本義に於ける原状回復、本義に於ける発展的展開が閉鎖されることがあってはならない、と理解します。

(4) 私達 当会は、遺跡への行為や、事象の博物館その他への収蔵に関して、事象の本義上の損壊が、在り得ると理解します。

9. 遺跡、人類の必然

(1) 私達 当会は、私達人類の活動の痕跡が、私達人類の活動空間に遺存し、私達人類が之を遺跡と認識することについて、私達人類の必然である、と認識します。

(2) 私達 当会は、私達人類が、私達人類の必然たる遺跡を破壊することについて、即ち、直ちに、之を、私達人類の必然を破壊することに他ならない、と理解します。

V. 日本地域について

私達 当会は、日本地域について、アフリカより世界に拡散する人類の当該地域への到達より以降、先史時代から、世界、又は、インド洋、南シナ海、フィリピン海、東シナ海、黄海、日本海、オホーツク海、太平洋、を囲む近隣地域の様々な文化圏又日本地域に関する、島伝いの、琉球、薩摩、肥前、長崎、蝦夷、東北、日本地域、との地政に在る、と理解します。

私達 当会は、日本地域について、「海と島と船と陸と空、人類の到達以来、世界と繋がる地政、もう一つの“鎖国”」とも表現できる、と理解します。

VI. 長崎地域とその遺跡について

私達 当会は、長崎地域について、先史時代から近代まで、世界、又は、インド洋、南シナ海、フィリピン海、東シナ海、黄海、日本海、オホーツク海、太平洋、を囲む近隣地域の様々な文化圏又日本地域に関する地政上の結節となる地域であり存在である、と理解します。

私達 当会は、地政上の結節となる地域であり存在としての事象が、長崎地域に原子爆弾による被爆を誘引した、と理解します。

私達 当会は、長崎地域の遺跡について、例えば、先史時代の支石墓から、近代の終焉となる原子爆弾被爆の遺跡まで、第一義に、且つ、一貫して、地政上の遺跡である、と理解します。

VII. 私達 当会より、皆様への、提案と要望について

1. 私達 当会は、皆様に、遺跡への対応について、本義に於いて、本紙のⅠ. からⅤ. の範囲に於いて、行為することを、提案し要望します。

2. 私達 当会は、皆様に、長崎地域の遺跡への対応について、本義に於いて、本紙のⅠ. からⅥ. の範囲に於いて、行為することを、提案し要望します。

VIII. 長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲について、以下、認識します。

1. 長崎奉行所西役所等遺跡群の中核区域

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の中核区域について、①長崎奉行所西役所等遺跡、②大波止遺跡、③関連する築地遺跡、を認識します。

2. 長崎奉行所西役所等遺跡群の狭義の範囲

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の狭義の範囲について、中世後期から江戸初期の地政上意義であり、行為された、①長崎の岬の丘の上の、岬の教会及び広場一帯を中心とする三ノ堀の内のローマ・カトリックと有馬氏と大村氏等日本人によって形成された西洋式の城塞都市(後の内町)の遺跡、②大波止遺跡、③関連する築地遺跡、を認識します。

3. 長崎奉行所西役所等遺跡群の中範囲

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の中範囲について、江戸期の地政上意義であり、行為された、①長崎奉行所西役所等遺跡群の中核区域、②市街築地、③切支丹、④出島、⑤新地倉地、⑥唐人屋敷、⑦丸山町、寄合町、⑧長崎奉行所立山役所、岩原目付屋敷、安禅寺、東照宮、立山稻荷、⑨大徳寺、⑩各藩屋敷、⑪烽火台、⑫番所、⑬台場、陣地、木戸、⑭外国人墓地、⑮高島佐賀藩炭坑、⑯長崎海軍伝習、⑰長崎製鉄所、⑱小曾根築地、⑲外国人居留地、⑳養生所、二十一野母崎方面、二十二矢上方面、二十三茂木方面、二十四時津方面、の遺跡群、を認識します。

4. 長崎奉行所西役所等遺跡群の大範囲

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の大範囲について、人類以前の地球の自然、並びに、人類の日本地域への到達、先史時代、中世、近世、近代の地政上意義、又、中世の商業自治都市から江戸期の近世城下町への改編である、又、現代である、行為された、①地球創生、②人類以前の地球時代、③日本地域への人類の到達、④長崎地域の旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古代、⑤古代福田氏/中世肥前丹治比氏(戸町氏・永埼氏・大浦氏・矢上氏・時津氏・大串氏等)等遺跡群、⑥“都市長崎遺跡(八十町と唐人屋敷)”、⑦近代の都市長崎、小曾根町西洋船大工街、炭礦舎、小菅修船場、三菱長崎造船所、⑧キリシタン、⑨長崎原子爆弾被爆、⑩現代の都市長崎遺跡、の遺跡群、を認識します。

IX. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲

私達は、当該遺跡の範囲について、下記(1)“佐古の丘の地形”(2)“中核区域”(3)“運用区域”(4)“関連区域”より構成され则认为ます。

(1) 養生所/(長崎)医学校等遺跡が位置する“佐古の丘の地形”

[現在の西小島1丁目、西小島2丁目、稲田町、館内町、籠町、船大工町、寄合町、道路/通路を含む一帯]

・ポンペ・ファン・メールデルフォールト氏は、養生所の建設にあたってその建設場所について「新鮮な空気が通る、清潔な水の豊富な小高い丘の上で、街の外であるが病人の運搬に便利な場所」と献策しました。

・私達は、ポンペ氏の長崎での病院建設への献策は、当時の世界に於ける又は長崎に於ける諸状況の下に近代病院運営の体系/仕組(system)として提言されたと理解します。

・当該遺跡の立地は、ポンペ氏が示した献策に一致する態様を具えています。

・私達は、当該遺跡の立地である“佐古の丘の地形”を、当該近代病院の運営の体系/仕組(system)を具体化する実体として、当該遺跡の要素であり、当該遺跡の範囲と考へます。

・“佐古の丘の地形”は、大規模な開発事業による大規模な破壊がなく、当時の状況を良く遺存しています。

(2) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の“中核区域”

[現在の西小島1丁目の旧長崎市立佐古小学校の敷地及び外周道路(市道西小島稲田町1号線、市道西小島2号線、市道西小島館内町1号線、市道稲田町6号線、旧病院敷地の東道路及び南道路)及びその南部の西小島2丁目の一角及び可能性として長崎市道稲田町6号線の北部でその西に隣接する稲田町の一部]

[長崎市西小島佐古16番、15番、14番、14番-2、17番-2、17番-4、18番-2、1106番、その外周道路(17番-3、18番-3を含む)、59番-2、59番-3、59番-4、可能性として長崎市稲田町44番の一帯]

・江戸期の養生所(病院、医学所)、精得館(医学所、病院、分析究理所)、明治期に入り長崎府医学校(及び病院)を経て第五高等中学校医学部とその分教場(第五高等学校医学部、長崎医学専門学校の時代を含む)、明治期の梅毒病院から昭和期の小島病院へと推移した建物敷地及び当該敷地に接する又は内包する当該施設に由来する道路。

・一帯の西部にヘールツの居宅である蓋然性が高い平屋建洋館を含み、一帯の東部の二階建洋館も医学校関係者の居宅である可能性があります。

・この状況は、遺跡の地上遺構、文献資料、複数の医学校の図面、複数の精得館から第五高等中学校医学部とその分教場、梅毒病院から小島病院の写真より理解できます。

・ヘールツの居宅については、Prof. Harmen Beukers が提示する De Bataafsche Leeuw, Amsterdam, 1987—Teacher among the Japanese—Letter by Dr. K. W. Gratama considering his stay in Japan 1866—1871—130p 1871—“Tuesday, May. 11 及び a letter (by Escher), 23. 09. 1873 によりその蓋然性が高いと理解できます。

(3) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の“運用区域”

[現在の稲田町の北部の館内町の東に隣接する一帯]

[長崎市稲田町39番、40番、41番、42番、43番、44番、45番、46番、47番、48番、49番]

・菜園と果樹園と初期の体操場とその付帯施設として運用されたと推測する一帯。

・この状況は、慶応年間の複数の精得館の写真、明治四年頃の医学校の写真、明治10～11年頃の医学校の写真より理解できます。

(4) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の“関連区域”

[現在の西小島1丁目と籠町と船大工町の旧大徳寺境内(庫裏、参道を含む)、梅香崎天満宮と大楠神社及び大楠一帯]

[長崎市西小島町佐古1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、籠町の一部]

・振遠隊墳墓地、明治三年から明治四年英医ニュートンが梅毒病院を運営、エッシャーが自身の日記で一帯をスクールガーデンと言及、佐古招魂社(梅香崎墳墓地)、勅使坂、明治12年に大徳寺庫裏跡一帯に長崎病院が竣工(大正期に橋本大徳園として整備し公開)した区域。

・医学校関係者が一帯を親しむ様子は、Prof. Harmen Beukers が提示する Diary of Escher 及び a letter (by Escher) 23. 09. 1873 により理解できます。

・古写真の大徳寺跡一帯の木陰に時期によりいくつかの洋館である可能性がある映像を確認できます。

これが洋館であれば医学校関係者の居宅である可能性があります。

X. 長崎地域の遺跡への提案と要望

私達 当会は、皆様に、人類の活動空間に於いて、遺跡を認知し、現状保存し、精神と行為、流行と娯楽、芸術とコミュニケーション（美）、学問と良心（真：哲学、学術と善：政治）、並びに、伝統と歴史により、遺跡とその存在を活かし、遺跡の外（そと）に現代の機能と目的を整備し獲得し、様々な事象の 全き共存と共栄を実現することを、提案し要望します。

私達 当会は、人類の文化とその活動が、人類の経済に、その形質と速度を与えている、と仮定します。

1. 日本地域と地球の人類の世界

①世界の日本への憧憬（中国 秦の徐福の伝説、マルコ・ポーロ『東方見聞録』、地下資源（金と銀と銅、硫黄））

②日本開国（長崎による日本開国／西欧世界の東回り航路（インド洋－東シナ海）と西回り航路（大西洋－太平洋）の最後の接点の連絡の完成：資本主義世界の地球の一周、世界の一体化の完成／明治の日本の存在を経由して西洋の近代国民国家の人類世界の諸地域への地球規模の拡散の契機、始点として端緒）

（1858年のエンゲルス宛マルクスの書簡の一節：「ブルジョア社会の固有の任務は、世界市場及びその基礎の上に立つ生産を作り出すことである。世界は円形であるから、このことはカリフォルニア並びにオーストラリアの植民地化と支那並びに日本の開放によって結末に至ってきたと考えられる。」羽仁五郎『明治維新史研究』1956年 P.94 『世界の一体化』）

③日本の明治の近代国民国家の存在、形成と存続（西洋の近代国民国家の人類世界の諸地域への地球規模の拡散の契機、存在として端緒：現代の地球規模の人類の世界に至る最初のモデル（model：模型、規範、典型）の実現、世界標準となる事象の獲得）

④日本への不理解（「日本は特別だ」：非西欧に於ける非野蛮の存在：例外としての存在（例外の理解は不要））

（「日本は特別だ」：『シリーズ・グローバルヒストリー① グローバル化と世界史』2018年3月26日初版 羽田正 東京大学出版会 P110「第4章 グローバル化時代の人文学・社会科学、2 これからの日本の人文学・社会科学、外国語での成果発表」）

⑤世界に於ける近代西洋との概念とその様式、又、態様の再確認と検証と再評価の契機（原爆被爆の遺跡）

⑥人類の過去と現代と未来（遺跡の具象としての保存と継承と活用を基層とした、人類世界の具体である人々の行為としての歴史解釈その他の諸概念の再確認、検証、認識作業の継続）

2. 私達当会は、日本地域と地球の人類の世界との関係に於いて、長崎地域が、通時的共時的に、優れて特異な結節の状況を形成していると理解します。

3. 私達当会は、皆様に、以下の遺跡、並びに、関係する概念について、認知し実現することを提案し要望します。

(1) 『長崎国際歴史文化都市構想』(2019年(平成31年)1月18日 金曜日 以降数次改訂 養生所を考える会 代表 池知和恭)

私達当会は、皆様に、私達人類が、長崎地域の地球時代—先史時代以来の特異な自然と地勢と遺跡と歴史、又、現代の地政を、現代の人類にとっての長崎地域の在り方に、積極的に活かし、地球規模の人類世界に於いて国際的な位置づけを実現し、この土地の生活に於いて特徴的な現代の風土を形成すること、その措置をとること、を提案し要望します。

①「先史時代/古代福田氏/中世肥前丹治比氏(戸町氏・永埼氏・大浦氏・矢上氏・時津氏・大串氏等)等遺跡群」 ②「都市長崎遺跡」(ローマ・カトリックと日本人による城塞都市、長崎奉行の近世城下町、中世、近世、近代、現代へ)

③「日本開国(その母胎、転回の起動力、最初の唯一の玄関、資本主義の経済圏(世界市場)の地球の一周の完結[世界の一体化]、明治の日本を通じて主権国民国家の地球規模の拡散の端緒〈普遍と特異、一体と個別、非野蛮の顕在、多様性顕在の端緒〉)」(1858年のエンゲルス宛マルクスの書簡の一節:「ブルジョア社会の固有の任務は、世界市場及びその基礎の上に立つ生産を作り出すことである。世界は円形であるから、このことはカリフォルニア並びにオーストラリアの植民地化と支那並びに日本の開放によって結末に至ってきたと考えられる。」羽仁五郎『明治維新史研究』1956年 P.94 【世界の一体化】)

④「長崎キリシタンの里構想」 ⑤「浦上キリシタンの里構想」 ⑥「長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想」 ⑦「長崎国際第二中華街構想」(市南部:柳埠頭にて行政による第二バース(berth)設置を基盤とする外資による[開発型観光])

(2) 『再興空間主義宣言』(2019年(令和元年)6月29日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭): 遺跡、又非遺跡の空間と共に、空間の諸関係性の連絡

(3) 『遺跡とそのランドスケープ(landscape)の選択』(2019年(令和元年)9月27日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭): 自然、遺跡、建築、都市のランドスケープ、言語としての疎通

(4) 『「社会的共通資本」並びに「社会的共通資本」としての“遺跡”』(2019年(令和元年)9月28日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭)

『数理経済学者 宇沢弘文氏、そして“社会的共通資本”としての医療』(資料: 2019年(令和元年)9月28日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭)

: 私達当会は、宇沢弘文氏が提案する『社会的共通資本』(Social Common Capital) 概念により、遺跡が人類の『社会的共通資本』である、と理解します。

(5) 長崎地域の特定の個別の遺跡群について

①『長崎奉行所西役所等遺跡群』(先史時代～岬の教会、並びに、ローマ・カトリックと有馬氏大村氏他日本人による三ノ堀の内の西洋式城塞都市～長崎奉行所西役所等～大波止遺跡～接続する築地遺跡～近世城下町(～出島遺跡))について

遺跡に関する総合的な観点より、遺跡の認知、調査、保存、活用、整備、継承について、以下措置する。(『長崎国際歴史文化都市構想』よりの引用事項を含む)

(i)「長崎奉行所西役所等遺跡」(長崎県庁舎跡地)について、遺跡調査現状保存を前提に、当該地域の先史時代以来の重層的に輻輳する歴史より、現代の象徴的な建造物に依らず、遺跡公園とする。第二義的に、当該地の遺跡の記念物としての江戸後期を中心とする様式を引用し、長崎奉行所西役所を再建する。[木造、和の空間:現代の長崎には根源的な公共の空間としての和の空間が欠損する処、之を再建する。]

(ii)「大波止遺跡」について、遺跡調査現状保存を前提に、大波止を再建し、長崎くんちの御旅所をこの本来の位置に復興定置する、又催事広場として活用する。

(iii)長崎の丘直下に位置し、又、大波止遺跡、他の山稜丘陵部と連続する一連の長崎築地遺跡について、長期計画により、遺跡調査現状保存を実施し、出島を対岸とする一帯について、人々が集う遺跡緑地公園とし、遺跡に対して可能な範囲で小規模の関連施設を整備する。

(iv)長崎県警察本部ー日本生命ビル跡地について、遺跡調査現状保存を前提に、イエズス会又はローマ・カトリック教会により記念聖堂と関連研究発信展示機関を整備する。

(v)高島秋帆邸遺跡(現長崎家庭裁判所/長崎簡易裁判所ー現国道34号線一帯)について、遺跡調査現状保存を前提に、現行施設との合築改築等を含めて可能な方法により“近代西洋医学歴史博物館”を創設する。

(vi)長崎水辺の森公園一帯に、“オペラ・ハウス、シンフォニー・ホール 共用施設”を建設整備する。

(vii)「長崎奉行所西役所等遺跡群」～「出島遺跡」並びに周辺～長崎水辺の森公園～「長崎バンド(bund:堤防、築堤、埠頭、海岸通り)遺跡」～以降～「小曾根築地遺跡」～海岸付地所～「小菅修船場遺跡」(世界文化遺産『明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業』の構成資産)について、長期計画により、遺跡調査現状保存を前提に、旧海岸を水路で表現し、地所を緑地公園帯で連結する。

(viii)長崎市南部の柳埠頭に於いて、一帯の遺跡調査現状保存を前提に、行政による第二パース(berth:停泊位置)形成、中国・香港・シンガポール・華僑資本による一帯の自由な観光開発。[開発型観光]ー[長崎国際第二中華街構想]

(ix)「養生所/(長崎)医学校等遺跡」(長崎市立佐古小学校跡地一帯)について、遺跡の全体の調査と現状保存と原状回復と継承、又之を基盤とした公開活用を実現する。

(x)「魚ノ町縄文ー近世近代町家遺跡」(長崎市公会堂跡地)を現状保存し、その傾斜した土地と検出遺構をそのままに見せる遺跡記念催事広場公園として活用する。

(xi)予定する新長崎市役所庁舎について、浦上川河口東岸再開発地区(長崎魚市跡地(新長崎県庁舎、新長崎県警本部)～長崎駅西部～三菱重工業株式会社長崎造船所幸町工場跡地予定地)に、諸遺跡の調査現状保存を前提として、建設する。

(xii)三菱重工業株式会社長崎造船所幸町工場跡地予定地について、長崎の原子爆弾被爆の遺跡として全域を調査し、大規模な原爆遺跡として現状保存し、整備、公開、活用する。(開発との両立は可能か)[長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想]の一環

(xiii)桜町(長崎市役所市議会等跡地予定地等)について、遺跡調査と遺跡現状保存を前提とし、全面的な一体再開発により、且つ、「魚の町縄文近世近代町家遺跡」と空間上連結し、“国立人文学芸術地理学自然科学応用科学総合博物館劇場写真美術館各種工房会議場公文書館 複合施設”を建設整備し、近隣の長崎市立図書館、長崎歴史文化博物館と連携し、長崎地域の文化活動、並びに、発信の中核区域として活用する。

(xiv)長崎地域の変化に富む地勢と重層し輻輳する遺跡群を再整備しつつ、歴史と土地の利用の履歴に倣い、人類の、文化、芸術、伝統、学術の活動、又、発信の舞台として活用する。同時に、国際音楽祭、国際芸術祭、国際写真祭、国際映画祭、国際演劇祭、各種国際学会等(アカデミアのイベント)、国際アートフェスティバル等(市場)を企画開催し、即ち、長崎地域の優れて特異な自然と地勢と遺跡と歴史、又、現代の地政の活用を、広範に芸術と学術とその市場、又、祝祭による。

②『養生所/(長崎)医学校等遺跡』(“佐古の丘の地形”、“中核区域”、“運用区域”、“関連区域”)について

私達 当会は、当該遺跡地の“中核区域”内に於いて、遺跡を掘削して行う、長崎市立仁田佐古小学校建設、並びに、外周道路拡幅建設の計画の実施が進行する状況を勘案し、以下、A. B. C. D. E. 各案を例示します。(従来、A. B. D. E. 各案を提案し、要望しています。今回C案を追加します。)

A. B. C. 案は、長崎市立仁田佐古小学校について、当初検討の複数の建設用地候補地等の当該遺跡地以外地への設置を前提とします。

私達 当会は、A案について、原体である遺跡(非意図)、B. C. 案について、原体である遺跡を基盤とする、芸術(アート:意図)としての変奏、又は変奏の付加、と理解し得ると理解します。E案は、A. B. C. D. 各案に附随させます。

私達 当会は、A. B. C. E. 案を採択して、之を、皆様に、提案し要望します。

A. 建設途中の小学校施設建物並びに外周道路の新築構造物の撤去、当該遺跡の中核区域(建物敷地と外周道路等)の遺跡の全域の調査、現状保存、原状回復、遺跡としての外周道路—土地建物通路の石造基礎構造物又は敷設物、並びに、甲種長崎医学校講堂建物の再建、保全と継承と活用。[遺跡としての、空間の造形とその構造物、並びに、一部の建物再建]

B. 建設途中の小学校施設建物の途次の状態、並びに、遺跡再建を優先する一部破壊又撤去の状態の現状保存、補強改修、関連する教育研修、宿泊、展示説明施設、応接等への転用供用、外周道路の新築構造物の撤去、並びに、当該遺跡の中核区域(建物敷地と外周道路等)の全域の調査、現状保存、原状回復、遺跡としての外周道路—土地建物通路の石造基礎構造物又は敷設物—甲種医学校講堂建物の再建、保全と継承と活用。[芸術且つ遺跡(アート:意図、且つ、その経緯としての痕跡)としての完成しない建築物、原体である遺跡としての、空間の造形とその構造物、並びに、一部の建物再建]

C. 建設完了の小学校施設建物の完成の状態、並びに、遺跡再建を優先する一部破壊又撤去の状態の現状保存、補強改修、関連する教育研修、宿泊、展示説明施設、応接等への転用供用、外周道路の新築構造物の撤去、並びに、当該遺跡の中核区域(建物敷地と外周道路等)の全域の調査、現状保存、原状回復、遺跡としての外周道路—土地建物通路の石造基礎構造物又は敷設物—甲種医学校講堂建物の再建、保全と継承と活用。[芸術且つ遺跡(アート:意図、且つ、その経緯としての痕跡)としての破壊される建築物、原体である遺跡としての、空間の造形とその構造物、並びに、一部の建物再建]

D. 長崎市立仁田佐古小学校について、長崎市の現在計画による建物等主要施設の建設と当該小学校の運営、当該小学校付帯設備施工による遺跡破壊の防止、外周道路計画の廃止、並びに、旧学校敷地内の建物等主要施設の残余の土地、並びに、外周道路の土地での遺跡の再建。

E. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の“運用区域”(病院西側)、及び、“関連区域”(大徳寺境内並びに庫裏、大楠社の一帯)、ポンペ・ファン・メールデルフォールの養生所/精得館たる近代西洋病院の要件を具現する“佐古の丘の地形”(佐古—仁田頭の丘、周辺一帯)、並びに、寄合町西南部の「佐古入口」より、後の養生所/精得館一帯を通り、北の「大村領」に至る旧道に於いて、遺跡の遺跡としての認知、確認、現状保存、活用、整備、公開、継承を実現する。同時に、当該遺跡地の範囲について、文化財保護法による「周知の埋蔵文化財包蔵地」に決定する。

XI. その他

1. 私達 当会は、公共について、“皆が関わる他者”であり、同時代の人類の各個への便益の還元(又は、その総体)というより、未来の人類への社会的共通資本への投資への選択である、と認識します。
2. 私達 当会は、人類の様々な“分断”が形成する人類の不幸に関して、人類の、公共、即ち、“皆が関わる他者”、例えば、風土、又風土の再生、文化、遺跡、人類の歴史の理解、現代の文明の完成(私達 当会は、現代の文明について、持続可能(sustainable: サステイナブル)な社会が達成されていないとすれば、現代の文明は未完成である、と認識します。)の保存、継承、形成、への参加が、人類の様々な“分断”を緩和する、と仮定します。
3. 私達 当会は、皆様に、遺跡への行為について、遺跡の現状保存と継承、例えば、遺跡の発掘調査に関して、開発行為等による破壊を前提とした、遺跡を破壊しつつ行う「記録保存」を止め、遺跡を保存しつつ行う「活用のための調査」を選択し、之を前提とした開発行為を選択すること、を提案し要望します。
4. 私達 当会は、皆様に、既に、破壊され、滅失し、失われた遺跡を、私達 人類の活動空間に於いて、長期計画により、再建することを提案し要望します。
5. 私達 当会は、皆様に、本紙 I ~ X、XI-1、2、について(長崎奉行所西役所等遺跡群、養生所/(長崎)医学校等遺跡と共に)、具体的な、遺跡の遺跡としての位置付け、認知、調査確認、現状保存、原状回復、活用、整備、公開、継承を行為すること、を提案し要望します。
6. 私達 当会は、皆様に、本紙 I ~ X、XI-1、2、について(長崎奉行所西役所等遺跡群、養生所/(長崎)医学校等遺跡と共に)、長崎県が策定を検討する「大綱」に於いて、具体的な、遺跡の遺跡としての位置付け、認知、調査確認、現状保存、原状回復、活用、整備、公開、継承、またその計画について、記載することを提案し要望します。
7. 私達 当会は、当会より、過去に、皆様に申し入れた事項、並びに、皆様との“見解の相違”に係る事項、並びに、当該の陳情の詳細に係る事項について、継続的定期的な対話を提案し要望します。

私達 当会は、当該の対話に関する現状について、途中で中断している、と理解します。

8. 不確実な行為の選択の拡散に繋がる遺跡への言説について

私達 当会は、長崎地域に於いて、事象、例えば、遺跡について、わからない(それがそうか確証が得られない)から保存しなくてよい(破壊してよい)、との旨の言説の複数即ち流布のある処、当該言説について、論理的でないか、又は、論理に自己矛盾があるか、論理に飛躍があるか、又は、非科学的な態度であり、より不確実な行為の選択の拡散蔓延に繋がる、と理解し、一方、わからない(それがそうか確証が得られない)から処置(破壊、廃棄、移動、言及、その他)できない、との概念について、例えば、お医者様におかれましても、わからないので検査しましょう、又は、様子を見ましょう(もう少し分かってから処置する)と行為されると理解し得る処、後者が、論理的であり、論理に整合があり、論理に飛躍がなく、科学的な態度であり、より確実な行為の選択の拡散伸張に繋がる、と理解します。

私達 当会は、皆様に、人類の世界に於いて、例えば、遺跡について、わからない(それがそうか確証が得られない)から保存しなくてよい(破壊してよい)、等の、論理的でないか、又は、論理に自己矛盾があるか、論理に飛躍があるか、又は、非科学的な態度であり、より不確実な行為の選択の蔓延に繋がる、と考え得る言説又はその流布を、停止し消滅するよう、監視しその行為することを、提案し要望します。

9. 当該の書面(陳情書、又、要望書、並びに、各その添付資料)について

私達 当会は、私達 当会が、提出者即ち作成者並びに名宛人を明記して、皆様に宛てて提出する、陳情書並びに添付資料、又、要望書並びに添付資料について、之が、陳情書、又、要望書である処、同時に、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であり、即ち、思想、感情(又、概念、発見)を、作成者(弊会並びに代表記名の個人)の個性により創作的に、記し、構成して、一体として、表現したものであり、著作物である、と認識します。(単なるデータ、表現される以前のアイデア等、単なる模倣、工業製品等ではありません)

私達 当会は、皆様に、当該の陳情書並びに添付資料、又、要望書並びに添付資料について、皆様の運用過程に於ける、変更、切除、宛先の変更、書面の寸断、その他の、著作者の意図に反する、意図的な改変のないよう、お願い申し上げます。

私達 当会は、皆様に、以下の事象について、①本事項への個別の具体的な回答又は説明、対話、②遡及して著作者の意図の回復、③今後の再発の回避、を要望します。

(1) 当会より、過去に、長崎市に提出した、長崎市長を筆頭の名宛人とする長崎地域の遺跡に関する要望書に対する、長崎市理事者の運用について

a. 私達 当会は、2019年(令和元年)7月1日 月曜日に長崎市長を筆頭の名宛人として長崎市秘書課に「養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書 VII」「長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書 III」の二件の要望書を提出した後、2019年(令和元年)7月4日 水曜日以降、当該要望書について、長崎市文化観光部文化財課より、当該要望書に弊会が関係者として名宛人として併記した長崎市文化財審議会長に、送達又情報共有されていない事がわかりました。

b. 私達 当会は、過去に、複数件、長崎市長を筆頭の名宛人とする長崎地域の遺跡に関する要望書について、長崎市文化観光部文化財課より、当該要望書に弊会が関係者として名宛人として併記した長崎市文化財審議会長に、送達又情報共有されていない事がわかりました。

① 私達当会は、長崎市の理事者の皆様に、本件につき、以下の通り要望します。

i) 私達当会は、皆様に、長崎市長並びに弊会が関係者として記す名宛人様が、送達又はその他の手段により情報共有することを要望します。

ii) 私達当会は、皆様に、過去に、長崎市長を筆頭の名宛人として長崎市に提出した要望書のうち、弊会が関係者として名宛人に併記する長崎市文化財審議会長に送達又情報共有されていない複数の当該の要望書について、速やかに長崎市文化財審議会長に送達又はその他の手段により情報共有すること、を要望します。

iii) 私達当会は、皆様に、今後、長崎市長を筆頭の名宛人として長崎市に提出した要望書に連ねて記した当該関係の名宛人に対する、送達又情報共有が欠落することのないこと、を要望します。

② 私達当会は、本件につき、長崎市文化観光部文化財課に当該の要望を行った後、2019年(令和元年)7月9日 月曜日以降、長崎市秘書広報部広報広聴課に、複数回、連絡し当該の要望をお伝えしています。

私達当会は、本件につき、『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 X III (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 2019年(令和元年)9月6日 金曜日 長崎市議会議長 佐藤正洋 様』に記載し、当該陳情書が、長崎市議会の常任委員会で審議されました。

2019年(令和元年)11月現在、長崎市の理事者は、長崎市秘書広報部広報広聴課を経由した当会への、回答又は説明について、未回答です。

③ 長崎市の理事者の皆様におかれましては、長崎市秘書広報部広報広聴課様を経由して御回答御説明いただけますようお願い申し上げます。

(2) 当会より、過去に、長崎市議会(事務局)に提出した、長崎市議会議長を名宛人とする長崎地域の遺跡に関する陳情書に対する、長崎市議会の運用について

a. 私達 当会は、長崎市2019年(令和元年)9月以降、当会より、最近の、過去に、長崎市議会(事務局)に提出した、長崎市議会議長を名宛人とする長崎地域の遺跡に関する陳情書について、陳情書の添付資料について、当該陳情書を審査する、長崎市議会常任委員会の議員諸氏、報道関係者への配布、当該審査の傍聴各席の閲覧資料にの設置に対して、配布及び設置のなかったこと、がわかりました。

b. 私達 当会は、『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 X III (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 2019年(令和元年)9月6日 金曜日 長崎市議会議長 佐藤正洋様』『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書 IV』の当該の各陳情書の添付資料について、当該陳情書の長崎市議会の常任委員会の審査の終了後、長崎市議会事務局への確認で、長崎市議会常任委員会の議員諸氏に於いて、長崎市議会事務局より当該委員会の委員の議員諸氏に、当該陳情書に添付資料があり、長崎市議会事務局を通して閲覧可能との告知を行ったが、誰も当該陳情書の閲覧がなかったこと、がわかりました。

c. 私達 当会は、過去に、長崎市議会事務局の担当者と、一連の長崎市議会議長への陳情書について、陳情書の本文について、全議員に配布する、添付資料について、審査する常任委員会の委員の議員諸氏、報道関係者に配布し、傍聴各席の閲覧資料に設置する旨、相互確認していました。

① 私達当会は、長崎市議会の皆様並びに長崎市の関係者の皆様に、本件につき、以下の通り要望します。

i) 私達当会は、皆様に、長崎市議会の陳情書審査に臨んで、長崎市議会の陳情書審査に参加する皆様が、当該陳情書の全体を情報共有すること、その為の措置を執ること、を要望します。

私達 当会は、皆様に、長崎市議会議長への陳情書について、陳情書の本文について、全議員に配布する、添付資料について、審査する常任委員会の委員の議員諸氏、報道関係者に配布し、傍聴各席の閲覧資料に設置する、ことを要望します。

ii) 私達 当会は、皆様に、当会より、過去に、長崎市議会(事務局)に提出した、長崎市議会議長を名宛人とする長崎地域の遺跡に関する陳情書のうち、陳情書の添付資料について、当該陳情書を審査に関する、長崎市議会常任委員会の議員諸氏、報道関係者への配布、当該審査の傍聴各席の閲覧資料への設置に対して、配布及び設置のなかった、当該の添付資料について、当該の委員会の議員諸氏、報道関係者、傍聴人、即ち、当該委員会審査の参加者に、当該の既にインターネットに公開された陳情書の添付資料の閲覧を促す措置を執ること、を要望します。

iii) 私達当会は、皆様に、今後、長崎市議会の陳情書審査に臨んで、当該の長崎市議会の陳情書審査に参加する皆様への当該陳情書の全体を情報共有する措置について、欠落のないこと、を要望します。

V. 添付資料

私達 当会は、次に掲げる添付資料を、本陳情書の第二章として提示します。どうぞ、御一読下さいますようお願い申し上げます。

1. 『遺跡について』 - 養生所/(長崎)医学校等遺跡 並びに 長崎奉行所西役所等遺跡群 の保存と活用より-
2019年(令和元年)12月2日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

2. 以下の陳情書、要望書は、本文が同文、且つ、添付資料が同じ為、相互に添付を省略します。

①『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XIV (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 2019年(令和元年)12月2日 月曜日 長崎市議会議員 佐藤正洋様 陳情人 養生所を考える会 代表 池知和恭』

②『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 V (サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等) 2019年(令和元年)12月2日 月曜日 長崎市議会議員 佐藤正洋様 陳情人 養生所を考える会 代表 池知和恭』

③『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 V (サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等) 2019年(令和元年)12月4日 水曜日 長崎県議会議員 瀬川光之様 陳情人 養生所を考える会 代表 池知和恭』

④『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書 IX (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 2019年(令和元年)12月4日 水曜日 長崎県知事 中村法道様 長崎県教育委員会教育長 池松誠二様 長崎県企画振興部長 柿本敏晶様 長崎県文化観光国際部長 中崎謙司様 長崎県土木部長 岩見洋一様 長崎県環境部長 宮崎浩善様 長崎県文化財保護審議会会長 林 一馬様 長崎市長 田上富久様 長崎市教育委員会教育長 橋田慶信様 長崎市文化観光部長 股張一男様 長崎市まちづくり部長 片江伸一様 長崎市土木部長 吉田安秀様 長崎市環境部長 宮崎忠彦様 長崎市理材部長 小田 徹様 長崎市秘書広報部 原田宏子様 長崎市文化財審議会会長 下川達彌様 要望人 養生所を考える会 代表 池知和恭』

⑤『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書 V (サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等) 2019年(令和元年)12月4日 水曜日 長崎県知事 中村法道様 長崎県教育委員会教育長 池松誠二様 長崎県企画振興部長 柿本敏晶様 長崎県文化観光国際部長 中崎謙司様 長崎県土木部長 岩見洋一様 長崎県環境部長 宮崎浩善様 長崎県文化財保護審議会会長 林 一馬様 長崎市長 田上富久様 長崎市教育委員会教育長 橋田慶信様 長崎市文化観光部長 股張一男様 長崎市まちづくり部長 片江伸一様 長崎市土木部長 吉田安秀様 長崎市環境部長 宮崎忠彦様 長崎市理材部長 小田 徹様 長崎市秘書広報部 原田宏子様 長崎市文化財審議会会長 下川達彌様 要望人 養生所を考える会 代表 池知和恭』

以上